

●香川県告示第476号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項の規定に基づき、令和3年12月14日指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
瀬戸大橋記念公園	公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会 坂出市番の州緑町6番地13	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
坂出緩衝緑地（番の州 球場を除く。）	五栄海陸興業株式会社 坂出市番の州町7番地6	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
坂出緩衝緑地（番の州 球場）	坂出市 坂出市室町二丁目3番5号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで